

## ② 需要に応じた生産の推進に向けた施策等

---

## 農林水産業・地域の活力創造プラン

平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定(抜粋)(平成29年12月8日改訂)

(別紙1)

制度設計の全体像

### 1. 米の直接支払交付金

- 米の直接支払交付金については、激変緩和のための経過措置として、26年産米から単価を7,500円に削減した上で、29年産までの時限措置(30年産から廃止)とする。

### 2. 日本型直接支払制度(多面的機能支払)の創設

- 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域内の農業者が共同で取り組む地域活動(活動組織を作り構造変化に対応した維持管理の目標を含む協定を市町村と締結)を支援。
- 26年度は予算措置として実施することとし、27年度から法律に基づく措置として実施。
- 国と地方を合わせた10a当たり交付単価は、次のとおり。
 

|           | 農地維持支払        | 資源向上支払*       |
|-----------|---------------|---------------|
| 田(都府県/道)  | 3,000円/2,300円 | 2,400円/1,920円 |
| 畑(都府県/道)  | 2,000円/1,000円 | 1,440円/480円   |
| 草地(都府県/道) | 250円/130円     | 240円/120円     |
- ※ 現行の農地・水保全管理支払の5年以上継続地区等は75%単価を適用。
- 5年後に支払の効果や取組の定着状況等を検証し、施策に反映。
- 中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支援については、基本的枠組みを維持。

### 3. 経営所得安定対策

- (1) 畑作物の直接支払交付金(ゲタ)
  - 諸外国との生産条件格差から生ずる不利を補うため、法改正により、認定農業者、集落営農、認定就農者に対して実施する(ただし、規模要件は課さない)。
  - なお、26年産は、現行どおり、全ての販売農家・集落営農に対して実施する。
  - 単価については、別表(P.37)のとおり。
- (2) 米・畑作物の収入減少影響緩和対策(ナラシ)
  - 農業者拠出に基づくセーフティネットとして、実施する。
  - 対象農業者は、法改正により27年産から、認定農業者、集落営農、認定就農者に対して実施する(ただし、規模要件は課さない)。
  - なお、26年産に限り、ナラシ対策非加入者に対する影響緩和対策として、26年産の米の直接支払交付金の加入者のうち、26年産のナラシ対策に加入しない者に対して、26年産のナラシ対策で米の補填が行われる場合に、国費相当の5割を交付する(この場合、農業者の拠出は求めない)。
  - 中期的には、すべての作目を対象とした収入保険の導入について調査・検討を進め、その道筋をつける。

### 4. 食料自給率・自給力の向上に向けた水田のフル活用

- 食料自給率・自給力の向上を図るため、水田活用の直接支払交付金により、飼料用米、麦、大豆など、戦略作物の本作化を進め、水田のフル活用を図る。(飼料用米・米粉用米について数量払いを導入し、上限値10.5万円/10aとする。(別図(P.37)参照))
- 地域の裁量で活用可能な交付金(産地交付金(仮称))により、地域の作物振興の設計図となる「水田フル活用ビジョン」に基づき、地域の特色のある魅力的な産地の産地を創造するため、麦・大豆を含む産地づくりに向けた助成を充実する。(飼料用米・米粉用米についての多収性専用品種への取組、加工用米の複数年契約(3年間)の取組に対し、1.2万円/10aを交付。)
  - ※1 麦、大豆、飼料作物、WCS用稲及び加工用米の水田活用の直接支払交付金の単価は現行どおりとする。
  - ※2 そば・なたねについては、産地交付金(仮称)からの交付に変更することとする。

### 5. 米政策の見直し

- 需要に応じた生産を推進するため、水田活用の直接支払交付金の充実、中食・外食等のニーズに応じた生産と安定取引の一層の推進、きめ細かい需給・価格情報、販売進捗・在庫情報の提供等の環境整備を進める。  
こうした中で、定着状況をみながら、5年後を目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行える状況になるよう、行政・生産者団体・現場が一体となって取り組む。

### 6. 米価変動補填交付金

- 米価変動補填交付金は、平成26年産米から廃止する。

(参考)成長戦略フォローアップ  
令和元年6月21日閣議決定(抜粋)

## Ⅲ 人口減少下での地方施策の強化 7. 農林水産業全体にわたる改革とスマート農林水産業の実現

### i 農業改革の加速

#### ① 生産現場の強化

#### ウ)米政策改革

- ・ **農業経営者が自らの経営判断に基づき作物を選択できるよう、きめ細かな情報提供や水田フル活用に向けた支援を行うなどにより、高収益作物の導入などを促進し、米政策改革の定着を図る。**
- ・ **米の多収品種がニーズに応じて導入されるよう、地域ごとの栽培技術の確立等を推進し、作期分散も通じ、生産コストの削減を図る。**

## 第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

### 2. 農業の持続的な発展に関する施策

#### (6) 需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化

#### ③ 米政策改革の着実な推進と水田における高収益作物等への転換

##### ア 消費者・実需者の需要に応じた多様な米の安定供給

国内の米の消費の減少が今後とも見込まれる中、水田活用の直接支払交付金による支援等も活用し水田のフル活用を図るとともに、米政策改革を定着させ、国からの情報提供等も踏まえつつ、生産者や集荷業者・団体が行う需要に応じた生産・販売を着実に推進する。

米の生産については、農地の集積・集約化による分散錯圃の解消や作付の連担化・団地化、多収品種の導入やスマート農業技術等による省力栽培技術の普及、資材費の低減等による生産コストの低減等を推進し、生産性向上を図る。

また、主食用米については、事前契約・複数年契約などによる安定取引が主流となるよう、その比率を高めながら質を向上させるとともに、中食・外食事業者の仕入状況に関する動向等の情報提供を行うことにより、実需と結びついた生産・販売を一層推進する。

加えて、米飯学校給食の推進・定着や米の機能性など「米と健康」に着目した情報発信、企業と連携した消費拡大運動の継続的展開などを通じて、米消費が多く見込まれる消費者層やインバウンドを含む新たな需要の取り込みを進めることで、米の1人当たり消費量の減少傾向に歯止めをかける。また、拡大する中食・外食等の需要に対応した生産を推進する。

さらに、国内の主食用米の需要が減少する中、「コメ海外市場拡大戦略プロジェクト」を通じ、日本産コメ・コメ加工品の新たな海外需要の拡大を図るため、産地や輸出事業者と連携して戦略的なプロモーション等を行うとともに、高まる海外ニーズや規制の情報、輸出事例等について産地やメーカー、加工・流通サイドへの情報提供を行い、海外市場の求める品質や数量等に対応できる産地の育成等を推進する。

##### イ 麦・大豆

麦については、国産麦の購入希望数量が販売予定数量を上回っている状況にあり、大豆についても、健康志向の高まりにより需要が堅調に伸びている。湿害、連作障害、規模拡大による労働負担の増加、気象条件の変化等の低単収要因を克服し、実需の求める量・品質・価格の安定を実現して更なる需要の拡大を図る必要がある。

このため、「麦・大豆増産プロジェクト」を設置し、実需者の求める量・品質・価格に着実に応えるため食品産業との連携強化を図るとともに、作付の連担化・団地化やスマート農業による生産性向上等を通じたコストの低減、基盤整備による水田の汎用化、排水対策の更なる強化、耐病性・加工適性等に優れた新品種の開発・導入、収量向上に資する土づくり、農家自らがスマートフォン等で低単収要因を分析してほ場に合わせた単収改善に取り組むことができるソフトの普及等を推進する。

##### ウ 高収益作物への転換

国のみならず地方公共団体等の関係部局が連携し、水田の畑地化・汎用化のための基盤整備、栽培技術や機械・施設の導入、販路確保等の取組を計画的かつ一体的に推進する。これにより、野菜や果樹等の高収益作物への転換を図り、輸入品が一定の割合を占めている加工・業務用野菜の国産シェアを奪還するとともに、青果物の更なる輸出拡大を図る。

##### エ 米粉用米・飼料用米

米粉用米については、ノングルテン米粉第三者認証制度や米粉の用途別基準の活用、ピューレ等の新たな米粉製品の開発・普及により国内需要が高まっており、引き続き需要拡大を推進するとともに、加工コストの低減や海外のグルテンフリー市場に向けて輸出拡大を図っていく。また、実需者の求める安定的な供給に応えるため、生産と実需の複数年契約による長期安定的な取引の拡大等を推進する。

飼料用米については、地域に応じた省力・多収栽培技術の確立・普及を通じて生産コストの低減を実現するとともに、バラ出荷等による流通コストの低減、耕畜連携の推進、飼料用米を給餌した畜産物のブランド化に取り組む。また、近年の飼料用米の作付けの動向を踏まえ、実需者である飼料業界等が求める米需要に応えられるよう、生産拡大を進めることとし、生産と実需の複数年契約による長期安定的な取引の拡大等を推進する。

##### オ 米・麦・大豆等の流通

米・麦・大豆等生産者と消費者双方がメリットを享受し、効率的・安定的に消費者まで届ける流通構造を確立するため、「農業競争力強化支援法」(平成29年法律第35号)及び「農業競争力強化プログラム」(平成28年11月農林水産業・地域の活力創造本部決定)に基づき、米卸売業者などの中間流通の抜本的な合理化を推進するとともに、統一規格の輸送資材や関連機材の導入、複数年事業者や他品目との配送の共同化等による物流効率化を推進する。

# 食料・農業・農村基本計画：令和12年度における食料消費の見通し及び生産努力目標（米部分抜粋）

【令和2年3月31日閣議決定】

|                             | 食料消費の見通し                                  |             | 生産努力目標 |        | 克服すべき課題  |
|-----------------------------|---|-------------|--------|--------|--|
|                             | 国内消費仕向量(万トン)<br>〔1人・1年当たり消費量<br>(kg/人・年)〕 |             | (万トン)  |        |  |
|                             | 平成30年度                                    | 令和12年度      | 平成30年度 | 令和12年度 |  |
| 米                           | 845<br>(54)                               | 797<br>(51) | 821    | 806    | ○事前契約・複数年契約などによる実需と結びついた生産・販売<br>○農地の集積・集約化による分散錯圃の解消・連坦化の推進<br>○多収品種やスマート農業技術等による多収・省力栽培技術の普及、資材費の低減等による生産コストの低減                |
| 米<br>〔米粉用米・<br>飼料用米を<br>除く〕 | 799<br>(54)                               | 714<br>(50) | 775    | 723    | ○食の簡便化志向、健康志向等の消費者ニーズや中食・外食等のニーズへの対応に加え、インバウンドを含む新たな需要の取り込み<br>○コメ・コメ加工品の新たな海外需要の拡大、海外市場の求める品質や数量等に対応できる産地の育成                    |
| 米粉用米                        | 2.8<br>(0.2)                              | 13<br>(0.9) | 2.8    | 13     | ○大規模製造ラインに適した技術やアルファ化米粉等新たな加工法を用いた米粉製品の開発による加工コストの低減<br>○国内産米粉や米粉加工品の特徴を活かした輸出の拡大  |
| 飼料用米                        | 43<br>(－)                                 | 70<br>(－)   | 43     | 70     | ○飼料用米を活用した畜産物のブランド化と実需者・消費者への認知度向上・理解醸成及び新たな販路開拓<br>○バラ出荷やストックポイントの整備等による流通段階でのバラ化経費の削減や輸送経路の効率化等、流通コストの低減<br>○単収の大幅な増加による生産の効率化 |

注1：国内消費仕向量は、1人・1年当たり消費量に人口（平成30年度 1億2,644万人、令和12年度（推計） 1億1,913万人）を乗じ、これに減耗量（米ぬかなど）等を加えたものである。  
注2：政策の実施に当たっては、食料消費の見通しや生産努力目標を見据えつつ、その時々での国内外の需要や消費動向の変化等に臨機応変に対応し、国内生産の維持・増大と農業者の所得向上を実現していくものとする。

## <参考データ>

| 品目                  | 10a当たり収量 |        | 作付面積     |        | 品目別自給率 |        |
|---------------------|----------|--------|----------|--------|--------|--------|
|                     | (単位：kg)  |        | (単位：万ha) |        | (単位：%) |        |
|                     | 平成30年度   | 令和12年度 | 平成30年度   | 令和12年度 | 平成30年度 | 令和12年度 |
| 米<br>〔米粉用米、飼料用米を除く〕 | 532      | 547    | 147      | 132    | 97     | 98     |
| 米粉用米                | 523      | 584    | 0.5      | 2.3    |        |        |
| 飼料用米                | 538      | 720    | 8.0      | 9.7    |        |        |

注：平成30年度の米（米粉用米・飼料用米を除く）の10a当たり収量は、作物統計における水稻（米粉用米を含み、飼料用米を除く）の値であり、平年収量を用いている。  
米粉用米、飼料用米、小麦、大麦・はたか麦及び大豆の平成30年度の10a当たり収量の実績は平均収量である。

### <対策のポイント>

米政策改革の定着に向け、食料自給率・自給力の向上に資する**飼料用米、麦、大豆等の戦略作物の本作化**とともに、**産地交付金**により、**地域の特色ある魅力的な産品による産地の創造**を支援します。また、高収益作物の導入・定着を促進するため、**水田農業高収益化推進助成**を新設し、支援します。

### <政策目標>

- 飼料用米、米粉用米の生産を拡大（飼料用米110万トン、米粉用米10万トン [令和7年度まで]）
- 飼料自給率の向上（40% [令和7年度まで]）
- 担い手の飼料用米の生産コストを10年間で5割程度削減 [令和7年度まで]
- 麦・大豆等の作付面積を拡大（麦28.1万ha、大豆15万ha [令和7年度まで]）

※（ ）内は令和元年度補正後予算額

## <事業の内容>

## <事業イメージ>

### 1. 戦略作物助成

- 水田を活用して、**麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米**を生産する農業者を支援します。

### 2. 産地交付金

- 地域の作物振興の設計図となる「水田フル活用ビジョン」に基づき、高付加価値化や低コスト化を図りながら、地域の特色のある魅力的な産品の産地を創造するため、**地域の裁量で活用可能な産地交付金**により、二毛作や耕畜連携を含め、**産地づくりに向けた取組**を支援します（一定割合以上は都道府県段階で支援内容を決定）。

### 3. 水田農業高収益化推進助成

- 都道府県が策定した「**水田農業高収益化推進計画**」に基づき、国のみならず地方公共団体等の関係部局が連携し、**基盤整備、栽培技術や機械・施設の導入、販路確保等の取組**と併せて、**水田での高収益作物への転換等**を計画的かつ一体的に推進します。

### 交付対象者

販売目的で対象作物を生産する販売農家・集落営農

### <事業の流れ>

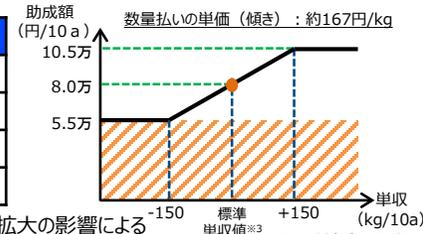


【お問い合わせ先】 政策統括官付穀物課 (03-3597-0191)

### 戦略作物助成

| 対象作物        | 交付単価                   |
|-------------|------------------------|
| 麦、大豆、飼料作物※1 | 3.5万円/10a              |
| WCS用稲       | 8.0万円/10a              |
| 加工用米※2      | 2.0万円/10a              |
| 飼料用米、米粉用米※2 | 収量に応じ、5.5万円～10.5万円/10a |

<飼料用米・米粉用米の収量と交付単価の関係>



### 産地交付金

※1 : 飼料用とうもろこし ※2 : 新型コロナウイルス感染症拡大の影響による酒造好適米の加工用、米粉用への転換を含む

- 「水田フル活用ビジョン」に基づき、地域の裁量で産地づくりに向けた取組を支援します。
- また、取組に応じた配分（下表参照）を都道府県に対して行います。

| 取組内容                 | 配分単価      |
|----------------------|-----------|
| 飼料用米、米粉用米の複数年契約※4    | 1.2万円/10a |
| そば、なたねの作付け（基幹作のみ）    | 2.0万円/10a |
| 新市場開拓用米の作付け（基幹作のみ）※5 | 2.0万円/10a |

※4 : 3年以上の契約

※5 : 輸出向け日本酒の原料用の酒造好適米を含む

上記のほか、以下の取組について、拡大計画に基づき、年度当初に配分を行います。

#### ① 転換作物拡大加算 (1.5万円/10a)

地域農業再生協議会ごとにみて、主食用米が減少し、転換作物の面積が令和元年度より拡大した場合に、その面積に応じて配分。

#### ② 高収益作物等拡大加算 (3.0万円/10a)

地域農業再生協議会ごとにみて、主食用米が減少し、高収益作物等※6の面積が令和元年度より拡大した場合に、その面積に応じて配分。

### 水田農業高収益化推進助成

- 「推進計画」に位置付けられた産地における以下の取組を支援します。

#### ① 高収益作物定着促進支援 (2.0万円/10a × 5年間)

高収益作物の新たな導入面積に応じて支援。(②とセット)

#### ② 高収益作物畑地化支援 (10.5万円/10a)

高収益作物による畑地化の取組を支援※7。

#### ③ 子実用とうもろこし支援 (1.0万円/10a)

子実用とうもろこしの作付面積に応じて支援。

※7 : その他の転作作物に係る畑地化も同様の単価で支援

# 令和2年産における需要に応じた生産の推進策

## 【 令和元年度 】

### ①転換作物拡大加算 (1.0万円/10a)

- ・都道府県ごとにみて、転換作物が拡大し、主食用米が29年度以降の最小面積より更に減少した場合に、その面積に応じて産地交付金を配分。

### ②平成31年度緊急転換加算 (5千円/10a) (R1限り)

- ・都道府県ごとにみて、転換作物が拡大し、主食用米が30年度の面積より減少した場合に、その面積に応じて産地交付金を配分。

### ③飼料用米・米粉用米の多収品種加算 (1.2万円/10a)

- ・多収品種の取組面積に応じて産地交付金を配分。

### ④高収益作物等拡大加算 (2.0万円/10a)

- ・地域農業再生協議会ごとにみて、主食用米が30年度以降の最小面積より更に減少し、高収益作物等※の面積が更に拡大した場合に、その面積に応じて産地交付金を配分。

※高収益作物(園芸作物等)、新市場開拓用米、加工用米、飼料用とうもろこし

### ⑤産地交付金の県枠の設定

- ・当初配分の1割以上は、都道府県段階で支援内容を決定し、重点品目の単価を上乗せ。

## 【 令和2年度 】

### ①転換作物拡大加算 (1.5万円/10a)

- ・地域の取組を直接反映し、  
麦、大豆等の作付拡大による水田フル活用を推進するため、  
単位：都道府県→**地域農業再生協議会**  
基準年：主食用米が減少し、転換作物の面積が元年度より拡大  
配分時期：拡大計画に基づき、年度当初に配分(10月→4月)。

(新規)

### ②飼料用米・米粉用米の複数年契約加算 (1.2万円/10a)

- ・より安定的な生産・供給にシフトするため、  
多収品種加算を見直して複数年契約加算を創設し、インセンティブ付与。

(加算見直し)

### ③水田農業高収益化推進助成

(高収益作物：2.0万円/10a×5年間、子実用とうもろこし：1.0万円/10a)

- ・都道府県が策定する「水田農業高収益化推進計画」に基づき、  
高収益作物、子実用とうもろこしを導入する産地を支援。

(新規)

### ④高収益作物等拡大加算 (3.0万円/10a)

- ・高収益作物、新市場開拓用米、加工用米等への転換を後押しするため、  
基準年：主食用米が減少し、高収益作物等の面積が元年度より拡大  
配分時期：拡大計画に基づき、年度当初に配分(10月→4月)。

(拡充)

### ⑤麦、大豆等の作付拡大に取り組む産地へ産地交付金をシフト

- ・転換作物の作付実績を踏まえ、R2年度の当初配分に反映。

(新規)

### ⑥産地交付金の県枠の拡大

- ・当初配分に占める割合：1割以上→1.5割以上に拡大。

(運用見直し)

# 水田農業の高収益化の推進

## <対策のポイント>

- 高収益作物の導入・定着を図るため、「水田農業高収益化推進計画」に基づき、国のみならず地方公共団体等の関係部局が連携し、**水田における高収益作物への転換、水田の畑地化・汎用化のための基盤整備、栽培技術や機械・施設の導入、販路確保等の取組を計画的かつ一体的に推進**します。

## <政策目標>

- 水田における高収益作物の産地を500創設 [令和7年度まで]

## <事業の全体像>

### 水田農業高収益化推進計画（都道府県）

- 都道府県・産地段階の推進体制・役割（国と同様のプロジェクトチームの構築）
- 都道府県・産地ごとの推進品目の導入目標や目標達成に向けた取組
  - ・ 栽培技術の習得や農地の条件整備に向けた取組
  - ・ 活用予定の国の支援策や実施地区
  - ・ 基盤整備事業等を活用している場合は、当該事業の「事業計画」とのリンク等

策定・提出

承認・支援

支援

支援後も計画の実現をフォローアップ

### 計画策定に向けた支援

- ・ 産地の合意形成、品目の選定や出荷先の確保等の「推進計画」の策定・改定に資する取組を支援
  - 【1: 時代を拓く園芸産地づくり支援事業のうち水田農業高収益作物導入推進事業(11億円の内数)】
  - 【2: 畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち国産濃厚飼料生産利用推進(9億円の内数)】

※プロジェクトチームの窓口を担当

### 【お問い合わせ先】

|            |                |            |
|------------|----------------|------------|
| 生産局園芸作物課   | (03-6744-2113) | (1・3～5の事業) |
| 飼料課        | (03-3502-5993) | (2の事業)     |
| 政策統括官付穀物課※ | (03-3597-0191) | (6の事業)     |
| 農村振興局農地資源課 | (03-6744-2208) | (7・8の事業)   |
| 水資源課       | (03-3502-6246) | (9の事業)     |

### 水田農業高収益化推進プロジェクトチーム（国）

#### 技術・機械等の導入支援

- ・ 園芸作物及び子実用とうもろこしの本格的な導入に必要な取組
  - ① 栽培技術の実証、機械（収穫機など）等のリース導入等を支援
    - 【1: 時代を拓く園芸産地づくり支援事業(11億円)】
    - 【2: 畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち国産濃厚飼料生産利用推進(9億円の内数)】
 } 「推進計画」に位置付けられた取組を優先採択
  - ② 産地基幹施設（貯蔵施設など）の整備を支援【3: 強い農業・担い手づくり総合支援交付金(優先枠:200億円の内数)】
- ・ 水田の畑・樹園地転換を通じて、省力技術・作業機械等を面的に導入し、労働生産性を抜本的に高めたモデル産地を形成する取組を支援
  - 【4: 果樹農業生産力増強総合対策のうち未来型果樹農業等推進条件整備(57億円の内数)】
  - 【5: 農地耕作条件改善事業のうち未来型産地形成推進条件整備型(250億円の内数)】
 } 「推進計画」に位置付けられた取組を優先採択

#### 経営転換のインセンティブ付与

- ・ 「推進計画」に位置付けられた産地における高収益作物の導入・定着を図る取組等を支援
  - ① 高収益作物※定着促進支援（2.0万円/10a×5年間）：新たな導入面積に応じて支援②とセット
  - ② 高収益作物畑地化支援（10.5万円/10a・1回限り）：高収益作物による畑地化の取組を支援
  - ③ 子実用とうもろこし支援（1.0万円/10a）：作付面積に応じて支援
    - ※高収益作物：園芸作物等
    - 【6: 水田活用の直接支払交付金のうち水田農業高収益化推進助成(3,050億円の内数)】

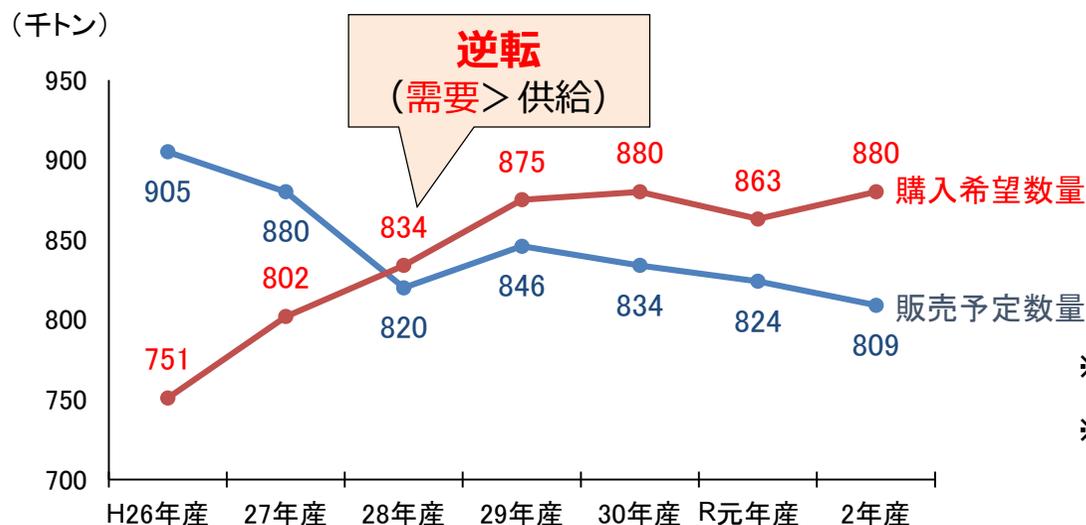
#### 生産基盤の整備

- ・ 基盤整備事業において、「推進計画」に位置付けられた地区を優先採択・優先配分
  - 【7: 農業競争力強化基盤整備事業(1,291億円の内数)、8: 農地耕作条件改善事業(250億円)等】
- ・ 高収益作物導入のための畑地化・汎用化を促進する事業の拡充（高収益作物の作付面積割合が5割以上の場合に、受益面積要件を現行の20haから5haまで緩和し、農業者の費用負担分を支援する仕組みを導入）
  - 【9: 水利施設等保全高度化事業(1,291億円の内数)】

# 小麦、大豆等の需要の拡大状況

- 国産小麦については、新商品開発等による実需ニーズの高まりにより、**28年産以降、需要が供給を逆転**。
- 国産大豆も、ほぼすべての業界において、実需者は**使用量を増加**させる見通し。
- **国産麦・豆の活用は、商品の付加価値を向上**させるため、実需者のニーズは堅調。

## 国産小麦の販売予定数量及び購入希望数量の推移



資料：民間流通連絡協議会調べ

## 国産小麦を使った商品等の取組事例

- ・「ゆめちから」や「きたほなみ」といった国産小麦を使用した食パンや菓子パン等の商品が販売。
- ・全国展開のA社は、餃子と麺類に使用している小麦粉を100%国産へ切替。



## 食用大豆の需要見込み

| H29年実績数量<br>(千トン) | うち<br>国産 | H30年<br>実績数量<br>(千トン) | R元    |          | R2    |          | R5    |          |
|-------------------|----------|-----------------------|-------|----------|-------|----------|-------|----------|
|                   |          |                       | 需要見込み | うち<br>国産 | 需要見込み | うち<br>国産 | 需要見込み | うち<br>国産 |
| 988               | 245      | 989                   | 101%  | 102%     | 101%  | 104%     | 103%  | 107%     |

- ※ H29年、H30年実績数量は、食料産業局食品製造課推計（H29年の「うち国産」については穀物課推計）。
- ※ R元年以降の需要見込みは各業界団体からのアンケート結果（n=134）を基に、穀物課推計。需要見込みについては、H30年実績数量を基準とした比率。

## 国産大豆を使った商品事例

|         |                |       |                |
|---------|----------------|-------|----------------|
| 通常の豆乳   | 北海道産大豆<br>使用豆乳 | 通常の豆腐 | 北海道産大豆<br>使用豆腐 |
|         |                |       |                |
|         | 1.3倍           |       | 1.4倍           |
| 280円/1L | 350円/1L        | 96円/個 | 136円/個         |

資料：キッコーマンホームページ  
注：価格は希望小売価格

資料：Amazonホームページ

## <対策のポイント>

品目の枠にとらわれずに、農業経営者ごとの収入全体を見て総合的に対応し得る収入保険制度を実施します。

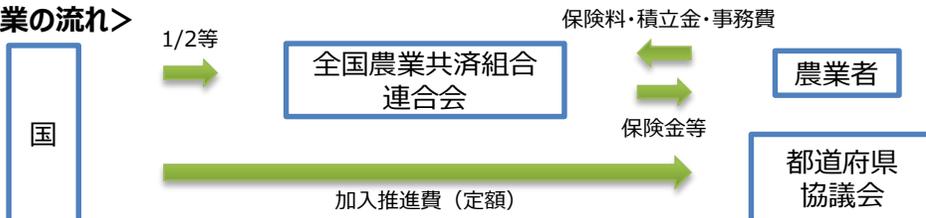
## <政策目標>

- 法人経営体数を5万法人に増加 [令和5年まで]
- 担い手が利用する面積が全農地面積の8割となるよう農地集積を推進 [令和5年度まで]

## <事業の内容>

- 1. 農業経営収入保険料国庫負担金 4,179 (2,660) 百万円**
  - 保険方式について、農業者が支払うべき保険料の1/2を国が負担します。
- 2. 農業経営収入保険特約補てん金造成費交付金 15,089 (16,326) 百万円**
  - 積立方式について、農業者が積み立てる積立金の3倍に相当する金額を国が負担します。
- 3. 農業経営収入保険事業事務費負担金 1,246 (1,623) 百万円**
  - 収入保険制度の実施主体である全国農業共済組合連合会（全国連合会）に対し、収入保険制度に関する事務の執行に必要な経費（人件費、旅費、システム運営費、業務委託費等）の1/2以内を国が負担します。
- 4. 収入保険加入推進支援事業 360 (-) 百万円**
  - 全国連合会の業務委託先のほか、JA、集荷業者、農業会議、法人協会などの関係機関が推進体制（都道府県協議会）を構築して取り組む収入保険の加入推進活動を支援します。
- 5. 共通申請サービスの利用に係る収入保険事務処理システム整備支援事業 230 (-) 百万円**
  - 農林水産省が整備を進める共通申請サービスを利用して収入保険の加入申請等ができるよう、全国連合会が行う収入保険システムの整備に係る経費を支援します。

## <事業の流れ>



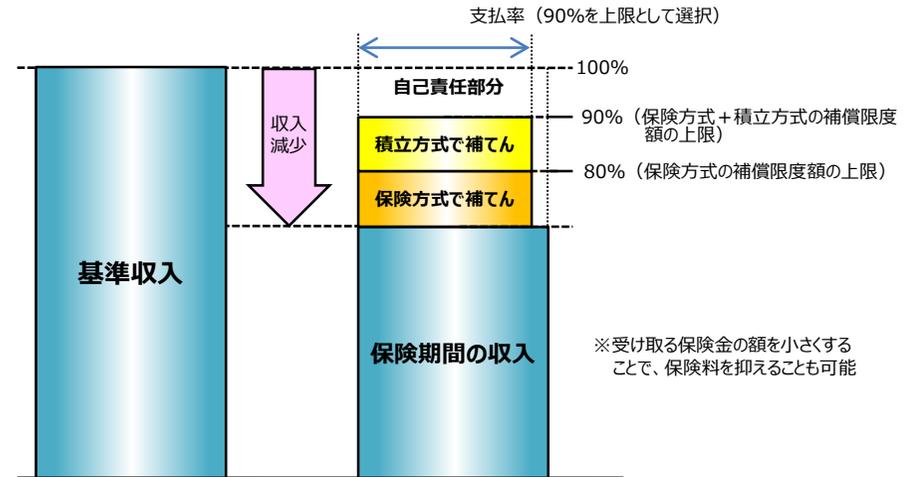
## <事業イメージ>

### 【収入保険制度の仕組みの概要】

収入保険制度は、品目の枠にとらわれず、自然災害による収入減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補てんする仕組みです。

具体的には、

- ① 青色申告を行っている農業者（個人・法人）を対象に、
- ② 保険期間の収入が基準収入の9割（補償限度額）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）について、「掛捨ての保険方式（保険金）」と「掛捨てとしない積立方式（特約補てん金）」の組合せで補てんします。



過去5年間の平均収入（5中5）を基本  
規模拡大など、保険期間の  
営農計画も考慮して設定

(注) 5年以上の青色申告実績がある者の場合

米・畑作物の収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)は、農家抛出を伴う経営に着目したセーフティネットであり、米及び畑作物の農業収入全体の減少による影響を緩和するための保険的制度です。

**(1) 交付対象者**

支援の対象となる農業者は、認定農業者、集落営農、認定新規就農者です(いずれも規模要件はありません)。

※ 集落営農の要件は、2要件(①組織の規約の作成②対象作物の共同販売経理の実施)に緩和し、「農業経営の法人化」及び「地域における農地利用の集積」については、市町村が確実に行われると判断するものとします。

**(2) 対象農産物**

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょです。

※1 ビール麦、黒大豆、種子用として生産されるものなどは対象となりません。  
 ※2 てん菜、でん粉原料用ばれいしょは、北海道で生産されるものが対象です。

**【10a当たり標準的収入額とは】**

通常年に想定される収入額として、前年産以前5か年の収入額のうち、最高年と最低年を除いた3か年の平均収入額で、品目ごと、地域ごとに計算しています。各年産の収入額は、米であれば、地域の産地品種銘柄のうち、数量の多い上位3銘柄平均販売価格に、地域の実単収を乗じて算出します。

**【10a当たり当年産収入額とは】**

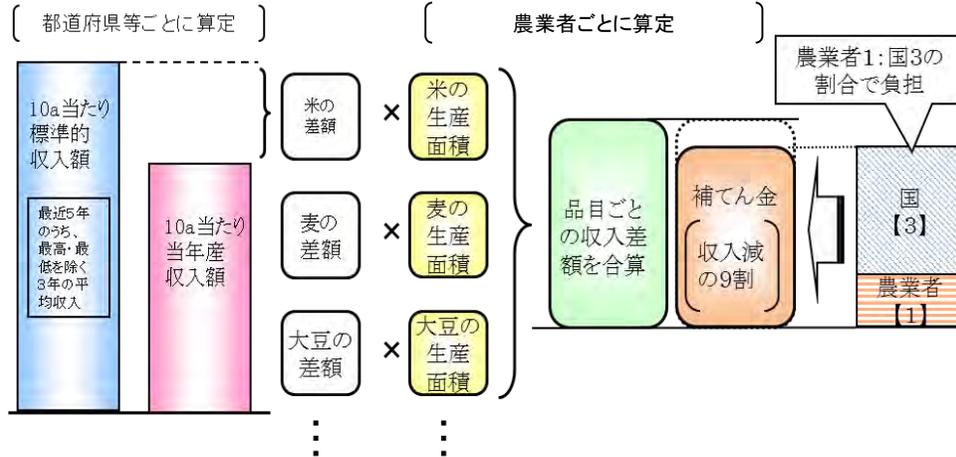
当年産の収入額として、品目ごと、地域ごとに計算しています。当年産の収入額は、米であれば、当年産の地域の産地品種銘柄のうち、数量の多い上位3銘柄平均販売価格に、当年産の地域の実単収を乗じて算出します。

**(3) ナラシ対策の仕組み**

- 農業者の米、麦、大豆等の当年産の販売収入の合計(当年産収入額)が、標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を補てんします。

$$\text{補てん額} = (\text{標準的収入額} - \text{当年産収入額}) \times 0.9$$

- 補てんの財源は、農業者と国が1対3の割合で負担します。
- このため、補てんを受けるには、農業者からの積立金の抛出が必要となります。
- 補てん後の積立金の残額は、翌年産へ繰り越されるため、掛け捨てとはなりません。



**(4) 収入保険との関係**

- 農業者は、収入保険かナラシ対策のどちらかを選択して加入することができます。